

平成 21 年度厚生労働省委託事業

平成 21 年度  
職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会  
報告書

平成 22 年 3 月  
中央労働災害防止協会  
中央快適職場推進センター

## はじめに

職場における喫煙対策については、平成 8 年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示され、平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化されたことを背景として、平成 15 年 5 月に、新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が策定され、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙防止対策が推進されています。また、国際的には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成 17 年 2 月に発効、平成 19 年 7 月には、同条約の第 2 回締約国会議において、同条約第 8 条を適切に履行することを目的とした受動喫煙を防止するための有効な方法に関するガイドラインが採択されました。

わが国の職場における喫煙対策の現状をみると、平成 21 年度に厚生労働省からの委託により中央労働災害防止協会が行った調査では、喫煙対策に取り組んでいると回答した事業場は 93.1%に上り、そのうちの 12.6%は全面禁煙にしているなど、職場における受動喫煙防止への取組みは進みつつあります。しかしながら、宿泊業、飲食店等のサービス産業においては、受動喫煙対策への取組みに困難を伴う場合もみられるところであり、今後の対策の充実が求められています。

このような状況の中、中央労働災害防止協会では厚生労働省から委託を受け、職場における受動喫煙対策に係る調査研究を行うこととし、サービス産業のうち、主に宿泊業における受動喫煙対策の実態等について実地調査等による情報収集・分析を行い、効果的な対策手法等について調査研究を行うこととしました。また、平成 19 年度に諸外国の職場における受動喫煙規制について調査したが、その後の改正等を調べるため追加調査を行いました。

本調査研究結果が、今後の職場における受動喫煙対策の一層の推進に資するものとなることを期待するものです。

最後に、本調査研究の実施にあたり、多大なご尽力をいただいた委員をはじめ関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

中央労働災害防止協会  
中央快適職場推進センター



はじめに

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 第1章 委員会における検討状況                       | 5   |
| 第1節 委員会設置目的                           | 7   |
| 第2節 検討内容                              | 7   |
| 第3節 委員会等の構成                           | 8   |
| 第4節 委員会の開催状況                          | 10  |
| 第2章 宿泊業等における受動喫煙の実態及びその防止対策の現状と課題     | 11  |
| 第1節 宿泊業における禁煙・分煙の状況（アンケート調査結果）        | 13  |
| 1 調査の目的及び概要                           | 13  |
| 2 調査結果                                | 16  |
| 第2節 宿泊業等における受動喫煙実地調査（粉じん（たばこ煙）ばく露等調査） | 21  |
| 1 調査対象                                | 21  |
| 2 調査方法（概要）                            | 21  |
| 3 調査結果                                | 21  |
| 4 結語                                  | 54  |
| 第3節 宿泊業等における受動喫煙防止対策の課題               | 55  |
| 第3章 イギリス、アメリカ及びドイツの職場における受動喫煙規制（追加調査） | 57  |
| 第1節 イギリス（イングランド）                      | 60  |
| 1 2006年衛生法（Health Act 2006）制定までの経緯    | 60  |
| 2 2006年衛生法の規制内容                       | 60  |
| 3 2006年衛生法施行の影響                       | 61  |
| 4 2007年以降の改正                          | 62  |
| 第2節 アメリカ・連邦                           | 63  |
| 1 連邦規則案の内容                            | 63  |
| 2 連邦規則案にみる受動喫煙基準の問題点                  | 64  |
| 3 連邦規則案の撤回に至る経緯                       | 67  |
| 第3節 アメリカ・州                            | 68  |
| 1 包括的喫煙禁止法を制定している州                    | 68  |
| 2 部分的喫煙禁止法を制定している州                    | 86  |
| 3 アメリカ・州の喫煙禁止法の現況                     | 97  |
| <追補>                                  |     |
| アメリカ・州及び地方自治体の喫煙禁止法の概要                | 100 |
| 1 編纂法典名及び適用自治体数                       | 102 |
| 2 喫煙室の設置                              | 106 |
| 3 地方自治体の喫煙禁止条例                        | 108 |
| 第4節 ドイツ                               | 109 |
| 1 2008年以後のドイツの法状況に関するメモ               | 109 |
| 2 2008年7月30日連邦憲法裁判所判決本文の翻訳            | 119 |
| 3 職場に関する命令違反に対する制裁について                | 124 |
| おわりに                                  | 131 |
| 資料 「ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査」結果        | 135 |



## 第1章

### 委員会における検討状況



## 第1章 委員会における検討状況

### 第1節 委員会設置目的

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理学的反応、又長期ばく露による慢性的な健康影響についても数々の研究結果が報告されており、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされている。

職場における喫煙対策に関する実態調査等の結果をみると、9割を超える事業場においてなんらかの喫煙対策に取り組んでおり、全面禁煙としている事業場も少なからず存在する。しかしながら、サービス産業においてはその業務形態から、他の産業に比べ受動喫煙防止対策を積極的に推進することが難しい事情があり、必ずしも進んでいるとは言えないと思われる。

そこで、サービス産業のうち主に宿泊業における労働者に対する受動喫煙対策の実態等について実地調査等による情報収集・分析を行い、効果的な対策手法等について調査研究を行い、今後の受動喫煙防止対策の普及啓発に資するものとする。

### 第2節 検討内容

主に宿泊業を対象として、受動喫煙およびその防止対策の実態を調査し、効果的な対策を検討するため以下の調査等を実施する。

- (1) 宿泊業を対象とした、受動喫煙防止対策の実施状況に関するアンケート調査
- (2) 宿泊業における受動喫煙の実態等の実地調査
- (3) 上記(1)、(2)の調査結果に基づく、効果的な対策及び改善手法等の検討

なお、平成19年度に諸外国の職場における受動喫煙規制に関する調査を実施したが、その後の規制の変化等を調べるため、特定の国について追加調査を行う。

### 第3節 委員会等の構成

#### 1 平成21年度 職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

漆原 肇 日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局 部長

清沢正人 全国旅館生活衛生同業組合連合会 理事

◎高田 昂 北里大学 名誉教授

中田ゆり 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究室 研究員

満野順一郎 社団法人日本ホテル協会 事務局長

矢口和彦 日本商工会議所・東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長

大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究室 教授

(◎：委員長)

#### 2 平成21年度 職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会

##### 調査専門部会 名簿

(敬称略・五十音順)

清沢正人 全国旅館生活衛生同業組合連合会 理事

中田ゆり 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究室 研究員

満野順一郎 社団法人日本ホテル協会 事務局長

矢口和彦 日本商工会議所・東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長

◎大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究室 教授

(◎＝部会長)

#### 3 諸外国の職場における受動喫煙規制に関する追加調査

諸外国の職場における受動喫煙規制に関する追加調査については、以下の専門家が調査を担当した。

・イギリス及びアメリカ

幡野利通 筑波大学博士（法学）・税理士

・ドイツ

三柴丈典 近畿大学法学部 准教授

4 厚生労働省（労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室）

半田有通 室長（平成21年7月23日まで）

亀澤典子 室長（平成21年7月24日から）

奥村伸人 副主任中央労働衛生専門官（平成21年7月23日まで）

徳田 剛 副主任中央労働衛生専門官

後藤貴浩 測定技術係長

5 事務局（中央労働災害防止協会中央快適職場推進センター）

古田 勲 所長

大野 博 上席専門役（平成21年7月1日から）

中澤 浩 普及推進課長

郡 義夫 調査指導課 専門役（平成21年6月30日まで）

斉藤あゆみ 調査指導課 課長補佐（平成21年6月30日まで）

木村美紀 調査指導課 係長（平成21年7月1日から）

牛田洋子 普及推進課 係長（平成21年6月30日まで）

## 第4節 委員会の開催状況

サービス産業のうち主に宿泊業における受動喫煙防止対策にかかる実態を調査することにより検討を進めた。具体的な調査の実施方法等を検討するため専門部会を設置した。専門部会における調査及び検討の結果については、部会より本委員会に報告し、報告をもとに本委員会において検討を行った。

### <委員会等開催状況>

#### 職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会

第1回 平成21年6月15日

- (1) 委員会運営要領について
- (2) 職場における喫煙対策の現状等について（報告）
- (3) 特定の業種における受動喫煙対策等の実態調査の実施について
- (4) その他

第2回 平成21年10月26日

- (1) ホテル・旅館の禁煙・分煙アンケート調査結果について
- (2) ホテル・旅館の受動喫煙実地調査実施状況について
- (3) 諸外国の職場における受動喫煙規制の追加調査の実施について
- (4) 調査研究報告書の構成案について
- (5) その他

第3回 平成22年1月26日

- (1) ホテル・旅館の受動喫煙実地調査結果について
- (2) 報告書（案）について
- (3) その他

#### 調査専門部会

第1回 平成21年7月28日

- (1) 宿泊業における受動喫煙対策等に関するアンケート調査について
- (2) 宿泊業等の従業員のたばこ煙ばく露の実態調査の実施について
- (3) 宿泊業の受動喫煙対策先進事例の実地調査について
- (4) その他